令和元年度　貸金業トピックス

バックナンバー

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載月 | 内容 |
| 令和２年３月 | ○民法の一部を改正する法律（債権法改正）について・令和２年４月１日から「民法の一部を改正する法律」が施行されます。改正民法第４５８条の２（主たる債務の履行状況に関する情報の提供義務）について保証人が主たる債務者の委託を受けて保証（連帯保証を含む）をした場合に、保証人から請求があったときは、債権者は、主債務者の同意を得ずに、保証人に対して主たる債務の履行状況に関する情報を提供することが可能となります。主たる債務者の委託を受けているかを何で判断すればよいでしょうか？※回答についてはバックナンバーの欄にある「令和２年２月トピックスに係るＱ＆Ａ」から確認することができます。 |
| 令和２年２月 | ○令和２年の研修会における事務連絡について・令和２年２月７日に大阪府咲洲庁舎にて大阪府知事登録の貸金業者さま向けの研修を実施しました。その際に、資料として大阪府より貸金業者のみなさまへお伝えしたいことをまとめた資料を配布いたしました。今回の研修に参加されていない貸金業者のみなさまへもお伝えしたい内容となっておりますので、ぜひ参照ください。※事務連絡資料はバックナンバーの欄にある「令和２年の研修会における事務連絡資料」から確認することができます。 |
| 令和２年１月 | ○変更届の取扱いについて・令和元年12月18日付で貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正がありました。改正内容は「変更事項の登録について」（別紙様式8）による通知を廃止するというものですが、大阪府は従前のとおり、大阪府知事登録の貸金業者の皆さまへ当該通知を送付いたします。変更届を提出されるときは、引き続き正本と副本それぞれの提出が必要となりますのでご注意ください。　改正の詳細については[こちら(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r1/20191218/20191218.html)からご確認いただけます。 |
| 令和元年１２月 | ○令和元年12月14日以降、登録申請書（新規・更新）及び変更届の提出時に必要な書類が変わります！　令和元年６月に成立した「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」により、令和元年12月14日以降に登録申請書（新規・更新）及び役員等に係る変更届を提出する場合は、法務局発行の「成年被後見人及び被保佐人に該当しないことの証明（登記されていないことの証明書）」の提出が不要となります。　また、本籍地の市区町村発行の「破産等に該当しない証明書（身分証明書）」は、「破産者で復権を得ないものに該当しないことの証明」のみの証明書の提出となります。　市区町村によっては自動的に上記の証明に併せて「禁治産者・準禁治産者（成年被後見人・被保佐人とみなされるもの）に該当しないことの証明」を身分証明書として発行されるケースがありますので、そのような場合には発行された書面にて受付させていただきます。※施行日以降に「登記されていないことの証明書」を提出された場合、返却いたします。【参考】　成年被後見人等を資格・職業・業務等から一律に排除する規定等（欠格条項）を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定（個別審査規定）へと適正化を図る措置が講じられました。　　詳細については[こちら(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20191121-1/20191121-1.html)からご確認いただけます。 |
| ○「JICCご利用ガイド」の改訂について　令和元年10月に株式会社日本信用情報機構（略称 : JICC）が発行する「ＪＩＣＣご利用ガイド」が改訂されました。　　信用情報の登録期間等が変更されておりますので、貸金業者のみなさまにおきましては最新版のものへ差し替えしていただくようよろしくお願いいたします。 |
| 令和元年11月 | ○各種書面の登録番号の括弧書が省略できるようになりました！　次の書面について、登録番号の括弧書の取扱いが改正されました　(1) 従業者証明書 　(2) 契約締結前書面　(3) 契約締結時書面　(4) 受取証書　　　　　等　　改正に関する詳細は[こちら(外部サイトを別ウインドウで開きます)](https://www.fsa.go.jp/news/r1/ginkou/20191015-1/20191015-1.html#別紙２～別紙11)からご確認いただけます。 |
| 令和元年10月 | ○貸金業法第24条の６の２に基づく届出について　次のいずれかの場合、貸金業者はその事由発生年月日から２週間以内に届け出なければなりません。　(1)貸金業を開始し、休止し、又は再開したとき　(2)指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は終了したとき　(3)純資産額の額が５，０００万円に満たなくなったとき　(4)貸金業法第６条第１項第１号、第４号から第７号に該当することになった場合　(5)貸金業者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合における　 　その法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。　　 第２６条の２７第３号において「法定代理人」という。）、役員又は重要な使用人が　　 法第６条第１項第１号又は第４号から第７号までに該当することとなった事実を知った場　　 合　(6)貸付けに係る契約に基づく債権を他人に譲渡した場合　　（法令の規定により法第２４条の規定を適用しないこととされる場合を除く。）　(7)役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為又は貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為があったことを知った場合　(8)特定の保証業者との保証契約の締結を貸付けに係る契約の締結の通常の条件とすることとなった場合　(9)第三者に貸金業の業務の委託を行った場合又は当該業務の委託を行わなくなった場合　(10)貸金業協会に加入又は脱退した場合　上記の届出を行う際に記載する住所は、商業・法人登記に記載されている住所又は主たる営業所の所在地を記載してください。 |
| 令和元年９月 | ○変更届の添付書類について　役員の就任があった場合、変更から２週間以内に変更届出書及び添付書類を提出することになっておりますが、大阪府では役員の変更に伴う登記事項証明書（法人登記）については事後提出を認めております。　法務局へ登記申請を行っているものの登記事項証明書（法人登記）の添付が間に合わない場合は、先に変更届出書及び登記事項証明書（法人登記）以外の添付書類を提出し、後日登記事項証明書（法人登記）を提出するようご対応のほどお願い申し上げます。 |
| 令和元年８月 | ○貸金業者の標識の表記について　貸金業者が営業所又は事業所に掲げる標識は貸金業法施行規則第20条にて、その記載事項が定められております。つきましては、登録番号及び登録有効期間については、登録を受けた内容を正確に記載してください。　なお、新元号の取扱いについては、大阪府から通知された登録有効期間の記載のままでも構いませんし、個社の対応として、公衆に分かりやすく新元号に書き換えて記載されても差し支えありません。 |
| ○履歴書の記載について　・住所欄に記載する住所は、住民票の表記のとおりご記入ください。・経歴の記載については、貸金業に係るものをすべてご記入ください（貸金業以外の経歴については記載していただく必要はございません。）。※経歴に関しては、「貸付けの業務の経験者の業務経歴書（別紙様式第４号の２）」にも同じ内容をご記入ください。 |
| 令和元年７月 | ○令和元年度　貸金業務取扱主任者試験の受験申込について　　令和元年度の貸金業務取扱主任者資格試験の受験申込の受付期間は、郵送・インターネット受付ともに7月1日（月曜日）から9月10日（火曜日）までです。　詳しくは日本貸金業協会の専用サイトをご覧ください。→[こちら(外部サイト)](https://www.j-fsa.or.jp/chief/qualifying_exam/) |
| ○偽造された本人確認書類を用いた詐欺事案にご注意ください。　　現在においても、偽造された運転免許証を使用したキャッシングカードの申込事案が発生しているとの情報が寄せられております。貸金業者の皆さまにおかれましては、顧客の与信を確認・管理する際、提出された書面に怪しい点がないかご注意ください。 |
| 令和元年5月 | ○貸金業務取扱主任者の更新手続きについて　　貸金業務取扱主任者の登録更新を受けようとする方は、日本貸金業協会が実施する登録講習を受講した後に交付される「終了証明書」を受領し、登録申請を行う必要があります。講習を受講したのみでは「更新扱い」とはなりませんのでご注意ください。主任者登録の更新に関する詳しい情報は[こちら](https://www.j-fsa.or.jp/chief/training/) |
| ○変更届の提出時期について　　貸金業者登録変更届出書の提出時期は変更内容により、提出の時期が異なりますのでご注意ください。●変更から２週間以内に届出が必要なもの　　・「商号」　　・個人事業主の「氏名」　・法人における役員・株主・法定代理人の「就任・退任・役職・氏名」　　　※役職については、取締役が代表取締役に就任した場合のみ必要です。　・使用人の「就任・退任・氏名」　　・貸金業務取扱主任者　　・業務の方法等●変更内容について事前に届出が必要なもの　　・営業所の「移転・新設・廃止・名称」　　・広告又は勧誘する際に表示する「連絡先等」 |
| 平成31年４月 | ○本年５月１日から元号が変わります。　　本年５月１日から元号が改められることに伴い、貸金業者の皆さまが現在ご使用されている契約書等の業務様式やシステムにも一部変更が必要になることが予期されます。　　つきましては、改元に伴う業務への影響について今一度ご確認ください。 |
| ○大阪府証紙を手数料納付にご利用いただける期間が終了しました。　貸金業者の登録申請時の手数料納付において使用していただいていた「大阪府証紙」は、平成３０年１０月１日に廃止となりました。現在の手数料納付は、大阪府で作成した納付書に現金を添えて金融機関（ゆうちょ銀行を除く）の窓口に収納いただく方法に移行しています。　既に大阪府証紙を購入済みの方は、大阪府会計局会計総務課による還付（払い戻し）手続きが可能です。詳しくは大阪府会計局会計総務課(午前９時から午後６時、ただし土日祝日及び１２月２９日から１月３日を除く)までお問合せください。※ 「[大阪府証紙の還付（払い戻し）手続き](http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/shousi/index.html#kanpu)」 |